

株式会社富井工業所 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの3ヶ年

2. 内容

目標

育児休業の取得を推進するために、計画期間内に育児休業制度の周知及び見直しを行う。

対策

- ①社員ニーズ調査の実施（平成 30 年 7 月 1 日～7 月 31 日）
- ②育児休業制度の点検・見直しの実施（平成 31 年 4 月 1 日～6 月 30 日）
- ③掲示板、研修会等での周知実施（平成 32 年 4 月 1 日）